

専門部会の設置について

川崎市区民会議条例

第7条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

川崎市区民会議条例施行規則

第4条 区民会議は必要に応じ委員で構成される専門部会を設置し、専門部会は専門的事項に関する調査検討を行うものとする。

- 2 専門部会に属すべき委員は、委員長が区民会議に諮って指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会に属する委員の互選により定める。
- 4 専門部会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 部会長は、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査検討の経過及び結果を区民会議に報告するものとする。

幸区区民会議要綱

第8条 規則第4条に定める専門部会の設置及び廃止は、委員長が区民会議に諮り、これを決定する。

- 2 前項において決定する事項は、専門部会を構成する委員（以下「部会員」という。）の選任、調査検討する内容及び調査検討結果の報告時期とする。
- 3 規則第2条で定める課題の選定について、専門部会を活用することができる。

企画運営部会

区民会議の円滑な運営を図るため、会議の具体的な運営のあり方や協働推進事業の取り扱い等について、調整を図るために企画運営部会を設置する。

人数：正副委員長を含め6名程度

開催時期：適宜開催

内容：会議の具体的な運営のあり方
会議次第について

専門部会 A・B

委員から提案された課題テーマの内容にそって部会を立ち上げ、テーマについて調査検討を行う。

人数：課題テーマの提案に応じて構成

開催時期：適宜開催

内容：課題テーマについて、問題の解決策や地域での取り組みなどを、より専門的・機動的に調査検討

優先順位の判断基準

- 緊急性：現状からいって、今すぐに対応が必要かどうか。
- 必要性：多くの区民が実現を望んでいる。区民の関心が高い。
- 公平性：より多くの区民に関わる課題か。ある特定の住民等の利益に偏していないか。
- 区民の参画度：区民との協働で実現が可能であり、多くの区民が参加でき、市民自治の進展が図られやすい。